明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○平成二十三年総務省告示第二百二十五号（電波の規正に関する通報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を改正する件（**総務**一九六）　一
○自動車の型式を指定した件（**国土交通**五二一～七一一）　六
○指定自動車の指定製作者等の住所を変更する旨届出があった件（**同**七一二～七一五）　二六
○指定自動車の指定製作者等の氏名又は名称及び住所を変更する旨届出があった件（**同**七一六）
○自動車の装置の型式を指定した件（**同**七一七～九一八）
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（**同**九一九～九二四）　四九
○指定装置の指定製作者等の住所を変更する旨届出があった件（**同**九二五、九二六）
○指定装置の指定製作者等の氏名又は名称を変更する旨届出があった件（**同**九二七）
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（**同**九二八）　五二
○自動車の共通構造部の型式を指定した件（**同**九二九～九三二）
○指定共通構造部の指定製作者等の住所を変更する旨届出があった件（**同**九三三）
○原動機付自転車の型式を認定した件（**同**九三四～九三六）
○小型特殊自動車の型式を認定した件（**同**九三七～九四〇）　五三
○小型特殊自動車の製作者の住所を変更する旨届出があった件（**同**九四一）
○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（**同**九四二）

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　五三
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　八四
会社その他
会社決算公告　八九